

議第32号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松 井 孝 治

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条中「別表第10」を「別表第11」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「別表第9」を「別表第10」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別表第8」を「別表第9」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別表第7」を「別表第8」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(都市再生特別措置法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第7条 都市再生特別措置法（別表第7において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第1 備考以外の部分中

種 別	区 分	手数料 (1件につき)
(1) 法第6条第1項又は第18条第2項（それぞれ法第87条第1項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に係る確認の申請に対する審査又は建築物の計画の通知に基づき行う審査	30平方メートル以下の面積	円 12,000
	法第20条第1号から第3号までに定める基準（同条第1号、第2号イ又は第3号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要としない建築物（以下「特定建築物」という。）	

			その他の建築物	19,000
		30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特定建築物	32,000
			その他の建築物	43,000
		100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特定建築物	44,000
			その他の建築物	61,000
		200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	特定建築物	65,000
			その他の建築物	108,000
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		147,000
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積		202,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積		312,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積		466,000
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積		600,000
		50,000平方メートルを超える面積		1,084,000
(2)	法第87条の4前段又は第88条第1項若しくは第2項前段においてそれぞれ準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備若しくは工作物に係る確認の申請に対する審査又は建築設備若しくは工作物に係る計画の通知に基づき行う審査	建築設備を設置する場合		17,000
		工作物を築造する場合		16,000
(3)	法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に係る完了検査の申請に対する検査又は建築物に係る通知に基づき行う検査(中間検査を実施した建築物に係るものを除く。)	30平方メートル以下の面積		16,000
		30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積		24,000
		100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積		47,000
		200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積		79,000
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		109,000
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積		148,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積		212,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積		319,000
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積		489,000

		50,000平方メートルを超える面積		959,000	
を					
種	別	区		分	手数料 (1件につき)
(1)	法第6条第1項又は第18条第2項(それぞれ第1項前段において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に係る確認の申請(以下「確認申請」という。)に対する審査又は建築物の計画に基づき行う「確認審査」という。)	確認審査のうち法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等がする同項各号又は法第5条第5項に掲げる確認(以下「特定構造計算基準等適合審査」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査(以下「省エネ仕様基準審査」という。)以外の審査(以下「基本審査」という。)	30平方メートル以下の面積	法第20条第1項第1号から第3号までに定める基準(同項第1号、第2号イ又は第3号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要としない建築物(以下「特定建築物」という。)	円 16,000
			30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	その他の建築物	26,000
			100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特定建築物	47,000
			200平方メートルを超え300平方メートル以下の面積	その他の建築物	61,000
			300平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	特定建築物	65,000
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	その他の建築物	83,000
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	特定建築物	88,000
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	その他の建築物	138,000
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積		159,000
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積		182,000
			50,000平方メートルを超える面積		252,000
					389,000
					584,000
					752,000
					1,360,000
		特定構造計算基準等適合審査	200平方メートル以下の面積		125,410
			200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積		149,940
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		174,350
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積		198,880

			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	237,640	
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	315,610	
			50,000平方メートルを超える面積	579,720	
		省エネ仕様基準審査	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	200平方メートル以下の面積	15,000
				200平方メートルを超える面積	16,000
			共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	300平方メートル以下の面積	27,000
				300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	43,000
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	68,000
				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	88,000
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	184,000
				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	338,000
				50,000平方メートルを超える面積	647,000
(2)	法第87条の4前段又は第88条第1項前段若しくは第2項前段においてそれぞれ準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備若しくは工作物に係る確認の申請に対する審査又は建築設備若しくは工作物に係る計画の通知に基づき行う審査				建築設備を設置する場合（確認済証（法第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）
		確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	10,000		
		工作物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	22,000		
		確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	10,000		
(3)	法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に係る完了検査の申請に対する検査又は建築物に係る通知に基づ	完了検査のうち建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定に適合しているかどうか	30平方メートル以下の面積	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に係る中間検査の申請に対する検査又は建築物に係る通知に基づき行う検査（以下「中間検査」という。）を実施している場合	14,000

検査（以下「省エネ基準適合性検査」という。）以外の検査	行う検査（以下「完了検査」という。）	30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	17,000		
			中間検査を実施している場合	24,000		
			100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	25,000	
				中間検査を実施している場合	47,000	
			200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	49,000	
				中間検査を実施している場合	81,000	
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	83,000	
				中間検査を実施している場合	110,000	
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	113,000	
				中間検査を実施している場合	150,000	
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	154,000	
				中間検査を実施している場合	209,000	
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	222,000	
				中間検査を実施している場合	320,000	
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	中間検査を実施していない場合	333,000	
				中間検査を実施している場合	491,000	
			50,000平方メートルを超える面積	中間検査を実施していない場合	512,000	
				中間検査を実施している場合	961,000	
			省エネ基準適合性検査	一戸建ての住宅	200平方メートル以下の面積	1,003,000
					200平方メートルを超える面積	9,000
300平方メートル以下の面積	10,000					
			18,000			

				住宅部分 (建築物エネルギー性能等を省令「基準」と第2条規定する部分。以下同じ。)	共同住宅等	300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	30,000
						2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	54,000
						5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	82,000
						10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	146,000
						25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	249,000
						50,000平方メートルを超える面積	439,000
						300平方メートル以下の面積	18,000
				非住宅部分 (基準省令第1条第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	用途が工場等(工場、倉庫、その他市長が容易に省エネルギー適合性を検査することができるものと認めるものをいう。以下この表において同じ。)のもの	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	25,000
						1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	35,000
						2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	89,000
						5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	134,000
						10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	166,000
						25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	207,000
						50,000平方メートルを超える面積	288,000
工場等以外の用途		300平方メートル以下の面積	46,000				
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	58,000				
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	77,000				
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	124,000				

				を含むもの	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	162,000
					10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	195,000
					25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	229,000
					50,000平方メートルを超える面積	296,000

に改め、同表(4)の項中「第88条第1項」を「第88条第1項前段」に、「21,000」を「22,000」に、「17,000」を「18,000」に改め、同表(5)の項を削り、同表(6)の項中「(6)」を「(5)」に、「法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に係る中間検査の申請に対する検査又は建築物に係る通知に基

づき行う検査」を「中間検査」に、	13,000	を	14,000	に改め、
	22,000		24,000	
	37,000		40,000	
	66,000		71,000	
	92,000		99,000	
	119,000		128,000	
	193,000		208,000	
	292,000		317,000	
	415,000		450,000	
	789,000		854,000	

同表(7)の項中「(7)」を「(6)」に、「第88条第1項」を「第88条第1項前段」に改め、「変更の認定」の右に「(以下この表において「全体計画認定等」という。)」を加え、「32,000」を「47,000」に、「43,000」を「61,000」に、「44,000」を「65,000」に、「61,000」を「83,000」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「65,000」を「88,000」に、「108,000」

を「138,000」に、	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	147,000	を
--------------	------------------------------	---------	---

300平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	159,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	182,000

に、「202,000」を「252,000」に、「312,000」

を「389,000」に、「466,000」を「584,000」に、「600,000」を「752,000」に、「1,084,000」を「1,360,000」に改め、同表(8)の項中「(8)」を「(7)」に改め、同表備考1中「、(3)の項及び(5)の項」を「及び(3)の項」に、「(6)の項」を「(5)の項」に、「(7)の項」を「(6)の項」に改め、同備考10を削り、同備考9中「(7)の項」を「(6)の項」に、「の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」を「(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考9を同備考11とし、同備考8中「(7)の項」を「(6)の項」に改め、同備考8(2)中「の2分の1」を「に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考8を同備考10とし、同備考7中「及び(5)の項」を「(省エネ基準適合性検査に係る部分を除く。)」に改め、同備考7(2)中「の2分の1」を「に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考7を同備考9とし、同備考6を削り、同備考5中「申請又は通知に係る建築物の計画の審査」を「基本審査」に、「法第86条の8第1項若しくは第3項前段（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項の規定に基づく認定」を「全体計画認定等」に改め、「場合の」の右に「基本審査に係る」を加え、「、(1)の項」を「、同項」に改め、同備考5を同備考8とし、同備考4を削り、同備考3中「申請又は通知に係る建築物の計画の審査」を「基本審査」に、「、申請又は通知」を「、確認申請」に、「場合の」を「場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合にあつては、エレベーター又はエスカレーターに係る部分を変更する場合に限る。）の基本審査に係る」に、「5」を「8」に、「9,000円」を「10,000円」に改め、同備考3を同備考7とし、同備考2

中「(1)の項」の右に「(基本審査に係る部分に限る。)」を加え、同備考2(1)中「当該建築に係る部分の床面積」を「次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積を合計した面積」に改め、同備考2(1)に次のように加える。

ア 当該建築に係る建築物 当該建築に係る部分の床面積と当該建築に係る部分以外の部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とを合計した面積

イ 当該建築に係る建築物以外の建築物 当該建築に係る建築物以外の建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（その面積が当該建築に係る部分の床面積を超える場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積）

別表第1備考2(2)中「(法第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証をいう。以下同じ。)」を削り、「の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」を「(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考2(3)及び(4)中「の2分の1」を「に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考2を同備考3とし、その次に次のように加える。

4 (1)の項（特定構造計算基準等適合審査に係る部分に限る。）に掲げる床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積

(2) 特定構造計算基準等適合審査を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合 当該建築物の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たもの

に、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積

- 5 (1)の項の特定構造計算基準等適合審査において、当該審査が必要な建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数が2以上の場合における手数料は、建築物ごとにこの表に掲げる額を合計した額とする。
- 6 (1)の項(省エネ仕様基準審査に係る部分に限る。)及び(3)の項(省エネ基準適合性検査に係る部分に限る。)に掲げる床面積の合計は、建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計とする。

別表第1備考1の次に次のように加える。

- 2 (1)の項の審査若しくは(3)の項の検査の内容が複数の審査若しくは検査の種別にわたる場合又は(3)の項の検査(省エネ基準適合性検査に限る。)に係る建築物の部分が複数の用途の区分にわたる場合における手数料は、当該種別又は区分ごとにこの表に掲げる額を合計した額とする。

別表第10中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

種別	区分	手数料(1件につき)				
		A	B	C	D	
(1) 法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性	一戸建ての住宅	200平方メートル以下の面積	5,500 ^円	20,000 ^円	42,000 ^円	55,000 ^円
		200平方メートルを超える面積	5,500	22,000	42,000	56,000
		300平方メートル以下の面積	11,000	38,000	101,000	139,000
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	23,000	66,000	209,000	290,000

<p>能確保計画をいう。以下この表において「確保計画」という。)の提出若しくは通知を行って規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この表において「適合性判定」という。)に係る審査、第2項若しくは第3項の規定に基づく変更後の確保計画の提出若しくは通知を受けるに適合する規定に係る規則第13条の規定に基づく軽微な変更を証する書の交付を求めに行う審査</p>	住宅部分	共同住宅等	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	52,000	120,000	392,000	542,000
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	94,000	182,000	559,000	770,000
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	140,000	324,000	901,000	1,249,000
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000
			50,000平方メートルを超える面積	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000
			300平方メートル以下の面積	11,000	22,000		27,000
	非住宅部分	用途が工場等(工場、倉庫その他が長が容易に適合性に審査をすることが認めらるものをいう。以下この表において同じ。)のもの	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	19,000	31,000		36,000
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	31,000	44,000		50,000
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	94,000	111,000		119,000
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	149,000	167,000		176,000
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	188,000	208,000		217,000
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	235,000	258,000		269,000
			50,000平方メートルを超える面積	328,000	359,000		372,000
			300平方メートル以下の面積	11,000	135,000		359,000
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	19,000	155,000		405,000			

			工場等 以外の 用途を 含むも の	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	31,000	191,000		486,000	
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	94,000	335,000		782,000	
				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	149,000	423,000		933,000	
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	188,000	536,000		1,188,000	
				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	235,000	605,000		1,295,000	
				50,000平方メートルを超える面積	328,000	741,000		1,505,000	
(2)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において「向上計画」という。)の認定若しくは法第31条第1項の規定に基づく向上計画の変更の認定の申請に対する審査(これらの認定の申請に併せて、法第30条、第31条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があったものを除く。)又は規則第28条の規定	住宅部分		一戸建ての住宅	200平方メートル以下の面積	5,500	20,000	42,000	55,000
			200平方メートルを超える面積		5,500	22,000	42,000	56,000	
		住宅部分	共同住宅等	300平方メートル以下の面積	11,000	38,000	101,000	139,000	
				300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	23,000	66,000	209,000	290,000	
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	52,000	120,000	392,000	542,000	
				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	94,000	182,000	559,000	770,000	
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	140,000	324,000	901,000	1,249,000	
				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000	
					50,000平方メートルを超える面積	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000
					300平方メートル以下の面積	11,000	135,000		359,000

準」を加え、同備考2(2)ウを削り、同備考2に次のように加える。

(3) Cの欄 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合する建築物の部分 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)

ア (1)の項 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)に掲げる基準

イ (2)の項 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)に掲げる基準

別表第10備考7中「第35条第2項(法第36条第2項)」を「第30条第2項(法第31条第2項)」に改め、同備考7(1)中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)」を「(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考7(2)を削り、同備考7(3)中「9,000円」を「10,000円」に改め、同備考7(3)を同備考7(2)とし、同備考7を同備考8とし、同備考6(1)中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第29条」を「第28条」に、「AからCまでの欄」を「Aの欄からDの欄まで」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5(1)中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「第11条」を「第13条」に、「B及びCの欄」を「Bの欄からDの欄まで」に、「建築物の非住宅部分」を「建築物の部分(当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあつては、そのいずれかの部分)」に改め、「非住宅部分の床面積で」を削り、「当該非住宅部分」を「当該部分」に、「非住宅部分以外の非住宅部分」を「部分以外の部分」に改め、同備考5(2)中「非住宅部分」を「部分(当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあつては、そのいずれかの部分)」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4中「の合計額」を「を合計した額」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3中「(2)の項又

は(3)の項」を「(1)の項又は(2)の項」に、「の合計額」を「を合計した額」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 2にかかわらず、この表の共同住宅等に係る部分については、共同住宅等の全ての住戸（(1)の項又は(2)の項の審査に係るものに限る。）が、2(1)に規定する基準に適合する場合にあってはAの欄、2(2)に規定する基準に適合する場合にあってはBの欄、2(3)に規定する基準に適合する場合にあってはCの欄、その他の場合にあってはDの欄をそれぞれ適用する。

別表第10を別表第11とする。

別表第9中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

種 別	区 分		手数料（1件につき）			
			A	B	C	D
法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において「低炭素計画」という。）の認定若しくは法第55条第1項の規定に基づく低炭素計画の変更の申請に対する審査（これらの認定の申請に併せて、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものを除く。）又は規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更が該当していることを証する書面の交付	一戸建ての住宅	200平方メートル以下の面積	5,500 ^円	20,000 ^円	42,000 ^円	55,000 ^円
		200平方メートルを超える面積	5,500	22,000	42,000	56,000
	住宅部分 共同住宅等	300平方メートル以下の面積	11,000	38,000	101,000	139,000
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	23,000	66,000	209,000	290,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	52,000	120,000	392,000	542,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	94,000	182,000	559,000	770,000
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	140,000	324,000	901,000	1,249,000
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000
		50,000平方メートルを超える面積	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000

の求めに応じて行う審査表(以下この表において「低炭素計画認定審査等」という。)	非住宅部分	300平方メートル以下の面積	11,000	135,000	359,000
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	19,000	155,000	405,000
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	31,000	191,000	486,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	94,000	335,000	782,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	149,000	423,000	933,000
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の面積	188,000	536,000	1,188,000
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	235,000	605,000	1,295,000
		50,000平方メートルを超える面積	328,000	741,000	1,505,000

別表第9備考2中「Aの欄」の右に「からCの欄まで」を加え、「市長が定める者が、低炭素計画が法第54条第1項各号に掲げる基準（市長が定めるものを除く。）に適合するとあらかじめ認めた建築物の部分について、Bの欄は、低炭素計画が同項第1号に掲げる基準に適合することについてあらかじめ市長が定める方法により評価された」を「それぞれ次に掲げる」に、「Cの欄」を「Dの欄」に改め、同備考2に次のように加える。

- (1) Aの欄 市長が定める者が、低炭素計画が法第54条第1項各号に掲げる基準（市長が定めるものを除く。）に適合するとあらかじめ認めた建築物の部分
- (2) Bの欄 住宅部分にあつては基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準により評価された建築物の部分、非住宅部分にあつては低炭素計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合す

ることについてあらかじめ市長が定める方法により評価された建築物の部分

- (3) Cの欄 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)に掲げる基準により評価された建築物の部分

別表第9備考5(1)中「の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）」を「(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考5(2)を削り、同備考5(3)中「9,000円」を「10,000円」に改め、同備考5(3)を同備考5(2)とし、同備考5を同備考6とし、同備考4(1)中「AからCまでの欄」を「Aの欄からDの欄まで」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3中「の合計額」を「を合計した額」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

- 3 2にかかわらず、この表の共同住宅等に係る部分については、共同住宅等の全ての住戸（低炭素計画認定審査等に係るものに限る。）が、2(1)に規定する基準に適合する場合にあつてはAの欄、2(2)に規定する基準に適合する場合にあつてはBの欄、2(3)に規定する基準に適合する場合にあつてはCの欄、その他の場合にあつてはDの欄をそれぞれ適用する。

別表第9を別表第10とする。

別表第8中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

種 別	区 分	手数料（1件につき）				
		新築する場合		新築する場合 以外の場合		
		A	B	C	D	
(1) 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同条	一戸建ての住宅	200平方メートル以下の面積	円 19,000	円 89,000	円 28,000	円 133,000
		200平方メートルを超える面積	35,000	119,000	53,000	178,000

第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下は同じ。若しくは同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。)(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定又は法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更に規定するものを除く。)の申請に対する審査(これらの認定の申請に併せて、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があったものを除く。) 共同住宅等	200平方メートル以下の面積	21,000	144,000	32,000	215,000
	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	40,000	214,000	60,000	321,000
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	64,000	272,000	96,000	409,000
	1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下の面積	113,000	632,000	170,000	947,000
	2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	199,000	991,000	298,000	1,487,000
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	343,000	1,692,000	515,000	2,538,000
	10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の面積	634,000	2,617,000	951,000	3,926,000
	20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の面積	895,000	3,573,000	1,343,000	5,333,000
	30,000平方メートルを超える面積	1,075,000	4,809,000	1,612,000	7,182,000
(2) 法第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に規定する審査		7,000	7,000	7,000	7,000
(3) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査		7,000	7,000	7,000	7,000
(4) 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例に関する許可の申請に対する審査		160,000	160,000	160,000	160,000

別表第8備考2中「Dの欄」を「Cの欄」に改め、「(以下「住宅品確法」という。)」及び「長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するとあらかじめ認められた住宅並びに」を削り、「長期使用構造

等適合住宅等」を「長期使用構造等適合住宅」に改め、「は、あらかじめ住宅性能評価法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1346号）別表1に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。）の交付を受けた住宅（長期使用構造等適合住宅等に該当するものを除く。以下「住宅性能評価書交付住宅」という。）について、Cの欄」を削り、「Eの欄」を「Dの欄」に改め、同備考3中「長期使用構造等適合住宅等である」を「長期使用構造等適合住宅である」に、「Dの欄」を「Cの欄」に改め、「、同時に申請が行われた全ての住戸が長期使用構造等適合住宅等又は住宅性能評価書交付住宅のいずれかである場合にあっては同項Bの欄に掲げる額」を削り、「同項Cの欄又はEの欄」を「同項Bの欄又はDの欄」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改め、同備考5(1)中「の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」を「(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積」に改め、同備考5(2)を削り、同備考5(3)中「9,000円」を「10,000円」に改め、同備考5(3)を同備考5(2)とし、同表を別表第9とする。

別表第7中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第8とする。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第7条関係）

区 分	手数料（1件につき）
法第36条の3第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。